

短期入所療養介護利用約款 (介護予防短期入所療養介護利用約款)

重 要 事 項 說 明 書



医療法人 伯鳳会
介護老人保健施設 はくほう

介護老人保健施設 はくほう (介護予防) 短期入所療養介護利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設はくほう（以下「当施設」という。）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者又は代理人（以下「扶養者等」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者等に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款及び別紙1（重要事項説明書）の改定が行なわれない限り、初回時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとする。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者等は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者等は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者等に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者等が、本約款に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者等は、連帶して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙3の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、退所時に利用料金の請求書及び明細書を発行し、退所時に利用者及び扶養者等は、連帶して、当施設に対し、当該合計額を支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は扶養者等から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者等に対して、領収書を発行します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載し、扶養者等に説明理解を得ます。また経過についても報告します。

その緊急やむを得ない場合と対応方法の内容は以下の通りです。

- ① ベッドで臥床時、体動がはげしくベッドからの転落の危険がある場合は、4点柵にて対応する。
- ② 車いすからベッドへ移乗する際、ナースコールを押さず自身で移乗しようとして失敗し車椅子よりすべり落ちる事がある場合は、ベッドを高く上げて移乗できなくなる。
- ③ 車いすからずり落ち、立ち上りのため安全が保てない場合は、安全ベルトにて対応する。
- ④ 夜間の不穏、不眠があり居室での入眠が出来ない場合は、ベッドをフロアに出し職員が見守り対応をする。

(秘密の保持)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者等若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙4のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター[介護予防支援事業所]）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

また、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者等から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者等が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者等が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帶して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用者の権利)

第13条 利用者は、以下の権利を当施設に対して主張することができます。

- ① 固有の歴史を持った個人として、その人格が尊厳される権利
- ② 主体的な決定のもとに自己の力と個性を發揮していく権利
- ③ 安心感を持ってサービスを受け充実した生活を送れる権利
- ④ 個人の情報やプライバシーが保障される権利
- ⑤ いかなる精神的、身体的な暴力及び拘束を受けない権利
- ⑥ 療養上の説明及び情報開示を受ける権利
- ⑦ 苦情があればそれを訴え、改善を求める権利

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者等と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

【別紙1】

重要事項説明書 (介護老人保健施設入所)

あなたの申し出により施設サービス等の提供を開始するにあたり、次のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分に理解されるようお願いします。

1 事業者(法人)の概要

①名称 医療法人 伯鳳会
②代表者名 古城 資久
③所在地 兵庫県赤穂市惣門町52-6

2 施設の概要

①名称・・・介護老人保健施設はくほう
②所在地・・・兵庫県尼崎市若王寺3丁目13番20号
③連絡先・・・電話 06-4960-8940 FAX 06-4960-8950
④事業者番号・2853080162
⑤利用定員・・入所 80名(短期入所療養介護を含む)
⑥管理者・・鈴木 正昭
⑦開設年月日・2021年7月1日
⑧敷地・・・2122.29m²
⑨建物・・・鉄骨造階 地下1階 地上4階建て
⑩延床・・・4,221m²
⑪居室・・・療養室個室80
⑫主な設備・・機能訓練室、食堂、浴室(一般浴槽・特殊浴槽)
⑬施設までのアクセス

[電車でお越しの方]

阪急電車神戸線『園田』駅より、徒歩15分

[車でお越しの方]

県道606号線小中島郵便局、セブンイレブン尼崎若王寺店の間の信号を西へ

3 目的及び運営方針

①施設の目的

施設は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これからの方々がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護老人保健施設サービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

②運営方針

1) 介護老人保健施設サービス

ア 施設サービス計画書に基づいて、看護及び医学的管理の下における介護 並び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をすることにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

イ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

ウ 明るく家庭的な雰囲気の下、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、各保険者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 職員体制

別紙2のとおりです。

5 併設する施設の概要

① 通所リハビリテーション

利用定員	33名（介護予防を含む）
営業日	月曜日から土曜日（ただし、年末年始祝祭日を除く）
営業時間	午前8時30分～17時30分
サービス提供時間	午前9時15分～16時30分

ただし、利用者等の選定により通常要する提供時間を超えて行う通所リハビリの提供が必要と認められた場合はこの限りではありません。

通常営業地域 尼崎市

② 短期入所療養介護

短期入所の通常送迎地域 尼崎市

6 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いしています。

- ・協力医療機関

（名称）はくほう会セントラル病院

（住所）兵庫県尼崎市東園田町4丁目23-1

- ・協力歯科医療機関

（名称）田中歯科医院

（住所）兵庫県尼崎市塚口町4丁目12-9

7 施設利用に当たっての留意事項

(食事)

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容の管理が欠かせませんので、食事等の持込される場合は、必ず事前に職員に相談してください。

(面会・来訪)

来訪者は、面会時間：平日（9：00～19：00）土日祝（9：00～17：00）をお守りください。その際、所定の用紙に氏名等をご記入ください。

(外出・外泊)

外出・外泊の際には、所定の届けにご記入していただき、必ず職員へ提出した上、利用者の体調等をご確認ください。なお、外出・外泊中に医療機関へ受診する場合は、必ず当施設へご連絡ください。

(居室・設備・器具の利用)

施設内の居室や設備、器具は、本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

(喫煙・飲酒)

喫煙につきましては、館内・敷地内ともに禁煙とさせていただきます。また、飲酒につきましても禁止とさせていただきます。

(迷惑行為等)

騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室に立ち入らないようにしてください。

(金銭・貴重品等の管理)

紛失・盗難等の恐れがありますので十分に注意してください。

(備品などの持ち込み)

備品によっては制限させていただくこともあります。

(宗教活動・政治活動)

思想・宗教等に関してはご自由ですが、施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

(営利行為)

禁止しております。

(動物飼育・持ち込み)

施設内へのペットの持ち込み及び飼育はご遠慮ください。

8 非常災害対策

- ・防災設備：スプリンクラー、自動火災報知器、誘導灯誘導標識、防火扉、避難口、屋内消火栓、非常通報装置
- ・防火訓練：年2回（うち1回は夜間想定）

9 要望及び苦情等の相談

要望や苦情等は、受付窓口を以下のとおりに設置する他にその他の連絡先に申出することも可能です。

～要望及び苦情受付窓口～

苦情解決責任者：宇留野 小枝

苦情受付担当者：水島 信次

ご 利 用 時 間：平日 8：30～17：30

電 話： 06-4960-8940

その他の方法として「ご意見箱」を設置しています。

～その他の連絡先～

尼崎市役所法人指導課 06-6489-6143

兵庫県国民健康保険団体連合会

介護サービス苦情相談窓口 078-332-5617

10 他科受診について

施設入所中は医師の指示がない限り他への医療機関への受診はできません。受診等必要な場合、まずは、介護老人保健施設はくほうの医師へご相談下さい。

【別紙2】

職員体制 (入所・短期)

従業者の職種	人員配置	業務内容
医師	1名	健康管理 療養上の指導
支援相談員	1名	健康管理 診察補助
介護支援専門員	1名	施設(短期入所) サービス計画の作成
看護職員	7名	健康管理 診察補助
介護職員	26名	日常生活のお世話
理学療法士	5名	機能訓練
作業療法士		
管理栄養士	2名	栄養管理
栄養士	1名	栄養管理
調理師	9名	調理
薬剤師	1名	服薬管理 調剤

* 人員配置においては、関連法令に遵守し基準を下回らない範囲で変動します。

【別紙3】

ユニット型介護老人保健施設 サービス内容説明及び利用料金

1) 介護老人保健施設サービス

①施設サービス計画書の立案

②食事 (2200円/日) (内訳朝食660円・昼食770円・夕食770円)

朝食… 7:45～

昼食… 11:45～

夕食… 17:30～

③入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽等で身体機能に応じて対応します。週に最低2回、ご利用いただきます。

ただし、身体の状態等により清拭となる場合があります。

④医学的管理・看護

⑤介護

⑥リハビリテーション

⑦相談支援サービス

⑧栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理

⑨利用者が選定する特別な食事の提供

⑩理美容サービス

⑪行政手続代行

⑫その他

これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

【別紙4】

個人情報の利用目的

ユニット型介護老人保健施設はくほうでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち

　　一入退所等の管理

　　一会計・経理

　　一事故等の報告

　　一当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち

　　一利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答

　　一利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合

　　一検体検査業務の委託その他の業務委託

　　一家族等への心身の状況説明

- ・介護保険事務のうち

　　一保険事務の委託

　　一審査支払機関へのレセプトの提出

　　一審査支払機関又は保険者からの照会への回答

- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち

　　一医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

　　一当施設において行われる学生の実習への協力

　　一当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち

　　一外部監査機関への情報提供

*前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

*提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失、破損しないよう適正な管理に努めます。

　また、資料を所持する必要がなくなった時は、保管期限到来日に責任を持って破棄します。

個人情報使用同意書

私およびその家族の個人情報については、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が介護老人保健施設事業のサービスを円滑に実施するため、ケアプラン会議等において情報の共有が必要な場合に使用する。

2. 使用にあたっての条件

- 個人情報の提供には、1に記載する目的の範囲内で、必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

3. 個人情報内容（例示）

- 氏名・住所・健康状態・病歴・家庭状況等、事業者がサービスを提供するために最小限必要な入所者や家族個人に関する情報
- その他の情報

※ 「個人情報」とは、入所者個人および家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものと言います。

4. 使用する期間

締結した契約書に記載された契約期間に準ずる。

以上

年 月 日

利用者のご家族

または代理人

【別紙5】

日用品利用同意書

医療法人 伯鳳会
介護老人保健施設はくほう
管理者様

下記の利用につき同意いたします。

日用品代金 200 円／日（税込み）

この日用品のご使用は、利用者の方の選択により適応します。

石鹼・ボディソープ・ハンドソープ・シャンプー・リンス・バスタオル・
浴室タオル・洗顔タオル・デンタルリンスなどの日用品は、その都度、
状況に応じ施設でご用意させて頂くものです。

年 月 日

利用者のご家族

または代理人

【別紙6】

利 用 同 意 書

西暦 年 月 日

介護老人保健施設はくほう
施設長 鈴木 正昭 殿

介護老人保健施設はくほうのサービスを受けるにあたり、利用約款及び別紙1、別紙2、別紙3、別紙4、別紙5を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け十分に理解した上で同意します。

利 用 者 本 人	ふりがな	生年月日		性別
	氏名	年 月 日		男・女
	(〒 ー) 現住所			
身 元 引 受 人	ふりがな	生年月日		性別
	氏名	年 月 日		男・女
	(〒 ー) 現住所			
TEL 携帯電話				
私は、上記利用者本人の入所に当たっては、入所利用者本人の身元に関する一切の事項を責任を持って引き受け、入所に関する費用負担についても責任を持って支払います。				
連 帯 保 証 人	ふりがな	生年月日		性別
	氏名	年 月 日		男・女
	(〒 ー) 現住所			
TEL 携帯電話				
私は、上記利用者本人の身元に関する引き受け人及び入所に関する費用負担について、上記身元引き受け人と連携して責任を負うこととし、その極度額を50万円とします。				